

福岡大学長 殿

## 誓約書・同意書

1. 勉学を第一目的とした留学であることを十分認識し、常に真面目な態度で臨みます。
2. 本邦・留学先国における法令および規則、ならびに社会の秩序等を遵守し、これらの法令、規則ならびに社会の秩序等に違反する行動はいたしません。また、派遣先大学・福岡大学の規則を遵守いたします。
3. 留学先国では、自動車およびオートバイの運転はいたしません。
4. 留学中および留学の開始前もしくは終了後において留学先国以外の国で行動する場合には、自己の責任において行動します。また、その場合に事件、事故および疾病等に起因して自己に発生した損害については、福岡大学に対して一切責任を問いません。留学先地域・国を離れる場合は、滞在先・渡航計画・連絡先を保護者並びに福岡大学へ報告いたします。
5. 今回の留学期間中において事件、事故および疾病（ケガやメンタル面も含む）等に起因して発生した自己の損害（留学期間中に発生した天災、並びに戦争及びテロ行為等の不可抗力に基づく場合も含む）もしくは留学先国・大学の事情に基づく自己の望まない変更があった場合において、派遣先大学および福岡大学に責任を求めない、損害（金銭的損害を含む）の支払い請求を行わないことを承諾します。
6. 天候不良、天災地変、戦乱、暴動、疫病（感染症やパンデミック等）、その他予見できない事由により福岡大学が早期帰国命令や派遣中止などを決定した場合、決定に従います。
7. 福岡大学からの早期帰国命令、帰国勧告、派遣中止などによって損害（ビザ申請・渡航旅費・海外旅行保険のキャンセル料、生活にかかわる費用などの金銭的損害を含む）を被っても派遣先大学および福岡大学に支払い請求を行わないことを承諾します。
8. 交換留学の妨げとなる健康上の問題は留学開始以前に解決します。
9. 既往症などがある場合には医師の診断と判断に従います。
10. 万一、この誓約に違反したと認められる場合において、福岡大学が、即時、自己負担によって日本へ帰国させたときであっても、これに対して異議を申し立て、かつ福岡大学に対して帰国に要する費用の償還を請求いたしません。

私は、福岡大学が実施する海外研修への参加にあたり、上記事項の全てを厳守することを誓約します。

学籍番号学生氏名印

私は、参加者本人に上記の事項を遵守させるとともに、万一、本人に上記の事項に違反があった場合でも、福岡大学に対して一切責任を問いません。また、本人が福岡大学から与えられた情報に基づき自己の判断によって参加に同意したことを誓約します。

※保証人氏名印

※ 保証人は、原則として父母としますが、父母を保証人にできない場合には、父母に代わって独立して生計を営み、保証人としての責務を確実に果たしうる者でなければなりません。また、上記参加者の行為により学校法人福岡大学に与えた損害は、学校法人福岡大学の定める規定により、同人の入学時における授業料及び教育充実費等の納入金額の合計額に在籍可能年数を乗じた額を極度額として、保証人が同意するものとします。

※ ご記入いただいた情報は、派遣手続き等の交換留学に関わる業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

※本紙は一部コピーを取って各自で保管し、本紙を福岡大学国際センター事務室へ提出してください。